

豊中市液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、大阪府産業保安行政事務に係る事務処理の特例に関する条例(平成12年大阪府条例第6号)第6条の規定に基づき、本市が処理する液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和42年法律第149号。以下「法」という。)の施行に係る事務処理(立入検査及び違反処理に関するものを除く。)に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱による用語の意義は、次に掲げるもののほか、法、政令及び省令において使用する用語の例による。

- (1) 政令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行令(昭和43年政令第14号)をいう。
- (2) 省令 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則(平成9年通商産業省令第11号)をいう。
- (3) 液化石油ガス事業者等 液化石油ガスの販売、液化石油ガス器具等の製造、販売及び保安機関等の登録を受けた者をいう。
- (4) 関係施設等 液化石油ガス事業者等の事務所、営業所、工場、事業場、貯蔵施設及び充てん設備をいう。
- (5) 貯蔵施設等 貯蔵施設及び特定供給設備をいう。
- (6) 液化石油ガス施設台帳 電算処理した液化石油ガス施設に関する情報を記録したものをいう。
- (7) 電算処理 許可、届出及び申請等に係る事務及び関係施設等の情報をPCソフトで処理することをいう。
- (8) 受付印 印様式第1号の印をいう。
- (9) 届出受理済印 印様式第2号の印をいう。

(各種申請の処理における共通事項)

第3条 消防長は、法の規定に基づく申請については、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 申請者が個人経営の事業者である場合は、その経営者とす

る。

- (2) 申請者が法人である場合は、その代表者とする。ただし、同法人内の管理的立場にあるものを代理人として定め、申請を行う場合は、原則として代表者の委任状を提出するものとする。
- (3) 申請書は、2通提出を求めるものとし、それぞれに受付印を押印する。

2 豊中市手数料条例（平成12年豊中市条例第9号）の規定により手数料の徴収が必要なときは、同条例で定める額の手数料を申請者から徴収するものとする。

（販売事業の登録の申請）

第4条 法第3条第1項の規定による液化石油ガス販売事業の登録の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、法で定める登録の基準（以下、「登録の基準」という。）に適合していると認めるときは、登録審査書（審査様式第1号）を作成し、液化石油ガス販売事業者登録簿（登録様式第1号）に登録するとともに、販売事業者登録通知書（登録様式第2号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 当該届出書には、省令第4条第2項に定める関係図書を添付させる。

（販売事業の登録の拒否）

第5条 前条の申請において、法第4条第1項の規定に該当すると認めるときは、登録審査書を作成し、販売事業者登録拒否通知書（登録様式第3号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（登録簿の謄本の交付及び閲覧の請求）

第6条 法第3条の2第3項の規定による液化石油ガス販売事業の登録簿の謄本交付及び閲覧の請求があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該請求書の内容を審査し、請求に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の交付の請求には、登録簿の謄本を請求者に請求枚数を交付し、閲覧の場合は閲覧させる。

（保安機関の認定又は更新認定の申請）

第7条 法第29条第1項の規定による保安機関の認定の申請又は法第32条第1項の規定による認定の更新の申請があったときは、次により処理するものとする。

(1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

(2) 前号の審査及び調査の結果、法で定める保安業務の区分の基準（以下、「保安機関の基準」という。）に適合していると認めるときは、保安機関認定（更新）審査書（審査様式第2号）を作成し、保安機関認定書（認定様式第1号）又は保安機関認定更新書（認定様式第2号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

(3) 第1号の審査及び調査の結果、保安機関の基準に適合していないと認めるときは、保安機関認定（更新）審査書を作成し、保安機関不認定通知書（認定様式第3号）又は保安機関更新不認定通知書（認定様式第4号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

(4) 当該届出書には、省令第30条第2項に定める関係図書を添付させる。

（一般消費者等の数の増加認可書等の交付）

第8条 法第33条第1項による一般消費者等の数の増加認可の申請があったときは、次により処理するものとする。

(1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

(2) 前号の審査及び調査の結果、法で定める一般消費者等の数の範囲の基準（以下、「範囲の基準」という。）に適合していると認めるときは、一般消費者等認可審査書（審査様式第3号）を作成し、一般消費者等の数の増加認可書（認可様式第1号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

(3) 第1号の審査及び調査の結果、認可の基準に適合していないと認めるときは、一般消費者等認可審査書を作成し、一般消費者等の数の増加不認可通知書（認可様式第2号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

(4) 当該届出書には、省令第30条第2項第1号から第3号に定める関係図書を添付させる。

（保安業務規程の認可又は変更認可の申請）

第9条 法第35条第1項前段の規定による保安業務規程の認可の申請又は法第35条第1項後段の規定による保安業務規程の変更認可の申請があったときは、次により処理するものとする。

(1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、法で定める保安業務規程に関する事項（以下「保安業務規程の事項」という。）に適合していると認めるときは、保安業務規程（変更）認可審査書（審査様式第4号）を作成し、保安業務規程認可書（認可様式第3号）又は保安業務規程変更認可書（認可様式第4号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

(3) 第1号の審査及び調査の結果、保安業務規程の事項に適合していないと認めるときは、保安業務規程（変更）認可審査書を作成し、保安業務規程不認可通知書（認可様式第5号）又は保安業務規程変更不認可通知書（認可様式第6号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（液化石油ガス販売事業者の認定の申請）

第10条 法第35条の6第1項の規定による液化石油ガス販売事業者の認定の申請があったときは、次により処理するものとする。

(1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

(2) 前号の審査及び調査の結果、法で定める一般消費者等の保安を確保するための機器の設置及び管理の方法（以下「販売事業者の認定の基準」という。）に適合していると認めるときは、液化石油ガス販売事業者認定審査書（審査様式第5号）を作成し、液化石油ガス販売事業者認定書（認定様式第5号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

(3) 第1号の審査及び調査の結果、販売事業者の認定の基準に適合していないと認めるときは、液化石油ガス販売事業者認定審査書を作成し、液化石油ガス販売事業者不認定通知書（認定様式第6号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

(4) 当該申請書には、省令第46条第5号に定める運営管理規程を添付させる。

（貯蔵施設等の許可の申請）

第 1 1 条 法第 3 6 条第 1 項の規定による貯蔵施設又は特定供給設備（以下「貯蔵施設等」という。）の設置の許可の申請又は第 3 7 条の 2 第 1 項の規定による貯蔵施設等の変更の許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、法で定める技術上の基準（以下「技術上の基準」という。）に適合していると認めるときは、貯蔵施設等及び充てん設備（設置・変更）許可審査書（審査様式第 6 号）を作成し、貯蔵施設等設置許可書（許可様式第 1 号）又は貯蔵施設等変更許可書（許可様式第 2 号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第 1 号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵施設等及び充てん設備（設置・変更）許可審査書を作成し、貯蔵施設等設置不許可通知書（許可様式第 3 号）又は貯蔵施設等変更不許可通知書（許可様式第 4 号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (4) 当該届出書には、省令第 5 1 条第 2 項に定める関係図書を添付させる。

（貯蔵施設等の完成検査の申請）

第 1 2 条 法第 3 7 条の 3 第 1 項の規定による貯蔵所施設等の設置又は変更の完成検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、貯蔵施設等及び充てん設備完成検査調査書（審査様式第 7 号）を作成し、貯蔵施設等完成検査証は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第 1 号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵施設等及び充てん設備完成検査調査書を作成し、貯蔵施設等完成検査不合格通知書（許可様式第 5 号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（充てん設備の許可又は変更許可の申請）

第 1 3 条 法第 3 7 条の 4 第 1 項の規定による充てん設備の設置

の許可の申請又は法第37条の4第3項において読み替えて準用する法第37条の2第1項の規定による変更の許可の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 消防長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、貯蔵所施設等及び充てん設備（設置・変更）許可審査書を作成し、充てん設備設置許可書（許可様式第6号）又は充てん設備変更許可書（許可様式第7号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵所等及び充てん設備（設置・変更）許可審査書を作成し、充てん設備設置不許可通知書（許可様式第8号）又は充てん設備変更不許可通知書（許可様式第9号）は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (4) 当該届出書には、省令第63条第2項に定める関係図書を添付させる。

（充てん設備の完成検査の申請）

第14条 法第37条の4第4項において読み替えて準用する法第37条の3第1項の規定による充てん設備の設置又は変更の完成検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算処理後、必要があると認めるときは調査を行う。
- (2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、貯蔵施設等及び充てん設備完成検査調査書を作成し、充てん設備完成検査証は電算処理を行い、申請者に交付する。
- (3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵施設等及び充てん設備完成検査審査書を作成し、充てん設備完成検査不合格通知書（許可様式第10号）は電算処理を行い、申請者に交付する。

（充てん設備の保安検査の申請）

第15条 法第37条の6第1項の規定による充てん設備の保安検査の申請があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該申請書の内容を審査し、申請に係る電算

処理後、必要があると認めるときは調査を行う。

(2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、充てん設備保安検査調査書(審査様式第8号)を作成し、充てん設備保安検査証は電算処理を行い、申請者に交付する。

(3) 第1号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していないと認めるときは、貯蔵施設等及び充てん設備完成検査調査書を作成し、充てん設備保安検査不合格通知書(許可様式第11号)は電算処理を行い、申請者に交付する。

(関係行政機関への通報)

第16条 法第87条第1項の規定による大阪府公安委員会又は豊中市消防長への通報は、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく許可等の通報について(通報)(通報様式第1号)により、許可等を行った翌月に遅滞なくまとめて行うものとする。

(各種届出等の処理における共通事項)

第17条 予防課長は、法又はこの要綱で定める届出又は報告(以下「届出等」という。)を処理するときには、次の各号に定めるところによるものとする。

(1) 届出等の書式は、法又はこの要綱で定める様式によるものとし、かつ、必要事項が記載されていることを確認するものとする。

(2) 届出者が個人経営の事業者である場合、その経営者とする。

(3) 届出者が法人である場合は、その代表者とする。ただし、同法人内の管理的立場にあるものを代理人として定め、申請を行う場合は、原則として代表者の委任状を提出するものとする。

(4) 届出等は、2通提出を求めるものとし、それぞれに受付印を押印し、1通に届出受理済印を押印後、届出者に交付するものとする。

(登録行政庁の変更の届出)

第18条 法第6条の規定による登録行政庁の変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、変更があったものと認めるときは、当

該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(液化石油ガス販売所等の変更の届出)

第19条 法第8条の規定による液化石油ガス販売所等の変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、変更があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、貯蔵施設の変更をした者にあつては省令第4条第2項第1号に掲げる書類、貯蔵施設を保有又は占有しない理由を変更した者にあつては省令第4条第2項第2号に掲げる書類、液化石油ガスによる災害により支払うことのある損害賠償の支払能力を変更した者にあつては省令第4条第2項第4号に掲げる書類を添付させる。

(液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出)

第20条 法第10条第3項の規定による液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出(甲)又は液化石油ガス販売事業者の地位の承継の届出(乙)があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、省令第10条の規定による承継があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、省令第10条第2項第1号から第5号に定める承継の区分により、証明書及び関係図書を添付させる。

(液化石油ガス業務主任者等の選任又は解任の届出)

第21条 法第19条第2項の規定による液化石油ガス業務主任者(以下「業務主任者」という。)の選任又は解任の届出又は法第21条第2項の規定による業務主任者の代理者の選任又は解任の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、選任又は解任があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 第1号の届出書には、省令で定める免状の写しを添付させる。

(液化石油ガス販売事業の廃止の届出)

第22条 法第23条の規定による液化石油ガス販売事業の廃止の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理後、必要があると認めるとき調査を行う。

(2) 前号の審査及び調査の結果、液化石油ガスによる災害の防止上適当であると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、廃止が認められる関係書類を添付させる。

(一般消費者等の数の減少の届出)

第23条 法第33条第2項の規定による一般消費者等の数の減少の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、範囲の基準が適当であると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 当該届出書には、省令第30条第2項第1号に掲げる書類を添付させる。

(認定行政庁の変更の届出)

第24条 法第35条の4において読み替えて準用する法第6条の規定による認定行政庁の変更の届出があったときの処理については、第18条に準じて行う。

(保安機関の変更の届出)

第25条 法第35条の4において読み替えて準用する法第8条の規定による保安機関の変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第19条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 当該届出書には、省令第41条第2項に掲げる書類を添付

させる。

(保安機関の地位の承継の届出)

第26条 法第35条の4において読み替えて準用する法第10条第3項の規定による保安機関の地位の承継の届出(甲)又は保安機関の地位の承継の届出(乙)があったときの処理については、第20条に準じて行う。

(保安業務の廃止の届出)

第27条 法第35条の4において読み替えて準用する法第23条の規定による保安業務の廃止の届出があったときの処理については、第22条に準じて行う。

(認定液化石油ガス販売事業者の状況の報告)

第28条 法第35条の7の規定による認定液化石油ガス販売事業者の状況の報告があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該報告書の内容を審査し、報告に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、省令で定める報告内容であると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(貯蔵施設等の撤去又は軽微な変更の届出)

第29条 法第37条の2第2項の規定による貯蔵施設等の撤去又は貯蔵施設等の軽微な変更の届出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理後、必要があると認めるとき調査を行う。

(2) 前号の審査及び調査の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(3) 第1号の届出書には、撤去・廃止又は軽微な変更の内容が確認できる関係図書を添付させる。

(高压ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査受検の届出)

第30条 法第37条の3第1項ただし書の規定による、高压ガス保安協会(以下「協会」という。)又は指定完成検査機関の行う貯蔵施設等の完成検査を受けたときの届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を確認し、届出に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の確認の結果、検査の受検があったものと認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(協会又は指定完成検査機関の完成検査結果の報告)

第31条 法第37条の3第2項の規定による協会又は指定完成検査機関の行う貯蔵施設等の完成検査の結果の報告があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該報告書の内容を確認し、報告に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の確認の結果、技術上の基準に適合していると認めるときは、当該報告書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、報告者に交付する。

(3) 当該報告書には、完成検査の記録を添付させる。

(充てん設備の廃止又は軽微な変更の届出)

第32条 法第37条の4第3項で読み替えて準用する法第37条の2第2項の規定による充てん設備の廃止又は軽微な変更の届出があったときの処理については、第29条に準じて行う。

(協会又は指定完成検査機関の充てん設備の完成検査受検の届出)

第33条 法第37条の4第4項で読み替えて準用する法第37条の3第1項ただし書の規定による協会又は指定完成検査機関の行う充てん設備の完成検査を受けたときの届出があったときの処理については、第30条に準じて行う。

(協会又は指定完成検査機関の完成検査結果の報告)

第34条 法第37条の4第4項で読み替えて準用する法第37条の3第2項の規定による協会又は指定完成検査機関の行う充てん設備の完成検査の結果の報告があったときの処理については、第31条に準じて行う。

(協会又は指定保安検査機関の充てん設備の保安検査受検の届出)

第35条 法第37条の6第1項ただし書の規定による協会又は指定保安検査機関の行う充てん設備の保安検査を受けたときの届出があったときの処理については、第30条に準じて行う。

(協会又は指定保安検査機関の充てん設備の保安検査結果の報告)

第36条 法第37条の6第3項の規定による協会又は指定保安

検査機関の行う充てん設備の保安検査の結果の報告があったときの処理については、第31条に準じて行う。

(液化石油ガス設備工事の届出)

第37条 法第38条の3の規定による液化石油ガス設備工事の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の審査の結果、省令第87条で定める工事内容に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 当該届出書には、液化石油ガス設備工事の内容が確認できる関係図書を添付させる。

(特定液化石油ガス設備工事の事業開始の届出)

第38条 法第38条の10第1項の規定による特定液化石油ガス設備工事の事業開始の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の内容を審査し、届出に係る電算処理を行う。
- (2) 前号の審査の結果、法令で定める特定液化石油ガス設備工事業の事項に適合していると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。
- (3) 当該届出書には、特定液化石油ガス設備工事業の内容が確認できる関係図書を添付させる。

(特定液化石油ガス設備工事の事業変更又は廃止の届出)

第39条 法第38条の10第2項の規定による特定液化石油ガス設備工事の事業変更の届出又は特定液化石油ガス設備工事の事業廃止の届出があったときは、次により処理するものとする。

- (1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第37条第1号及び第2号に準じて行う。
- (2) 当該届出書には、事業変更の場合にのみ変更内容が確認できる関係図書を添付させる。

(充てん設備の休止又は再開の届出)

第40条 省令第81条第1項ただし書の規定による充てん設備の休止又は再開の届出(休再様式第1号)があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該届出書の処理については、第22条第1号及び第2号に準じて行う。

(2) 前号の届出書には、休止又は再開が確認できる関係書類を添付させる。

(販売事業等の業務実施状況の報告)

第41条 省令第132条の規定による液化石油ガス販売事業又は保安業務実施の状況の報告(報告様式第1号、第2号)又は液化石油ガス充てん事業の報告(報告様式第3号)があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該報告書の内容を審査し、報告に係る電算処理を行う。

(2) 前号の審査の結果、省令で定める報告内容であると認めるときは、当該届出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、届出者に交付する。

(許可申請等の取下げの願出)

第42条 市長に対し法の規定による許可又は登録若しくはその更新の申請者から、申請後において当該申請を取り下げようとするため許可申請等の取下げ願出書(願出様式第1号)があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該願出書の内容を確認し、願出に係る電算処理を行う。

(2) 前号の確認の結果、当該願出書のうち1通に受付印及び届出受理済印を押印し、許可申請書等のうち1通を申請者に交付する。

(証明書交付願の届出)

第43条 許可等により認められた事項について、証明書交付願出書(願出様式第2号)による願出があったときは、次により処理するものとする。

(1) 予防課長は、当該願出書の内容を審査し、証明が必要と認めるときは、証明書(願出様式第3号)を届出者に交付する。

(2) 前号の処理について手数料条例に係るものにあつては、手数料を徴収する。

(様式用の紙)

第44条 この要綱に定める様式(印様式を除く。)の用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

(施行細目)

第45条 この要綱の施行について必要な事項は、予防課長が定める。

附 則（平成24年3月27日豊消予第168号消防長通知）

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日（以下「施行日」という。）前に大阪府知事が行った許可等の処分その他の行為又はこの要綱の施行の際現に大阪府知事に対して行っている許可の申請その他の行為で、施行日以後において市長が管理し、及び執行することとなっている事務に係るものは、法令中別段の定めがあるものを除き、施行日以後において、市長が行った許可等の処分その他の行為又は、市長に対して行った許可の申請その他の行為とみなす。

附 則（平成25年3月28日豊消予第150号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成27年3月25日豊消予第225号消防長通知）

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月28日豊消予第220号消防長通知）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月9日豊消予第197号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（平成30年4月6日豊消予第8号消防長通知）

この要綱は、通知の日から施行する。

附 則（令和元年6月18日豊消予第111号消防長通知）

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。